

任意共済のご案内

重要

当ご案内は令和2年3月時点の保険の概要を記載したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。お申込みにあたっては、別途ご提供しております「パンフレット(全体版)」を必ずお読みください。

全国町村等職員

任意医療保険

【総合医療保険(団体型)】

全国町村等職員

任意生命保険

【団体定期保険】

全国町村等職員

任意収入補償保険

【団体長期障害所得補償保険】

任意医療保険

任意生命保険

任意収入補償保険

申込締切日

令和2年11月4日(水)

加入日(効力発生日)

令和3年1月1日

ライフイベントに合わせたおすすめプラン!!

<「任意医療保険」と「任意生命保険」について>
年齢は、保険年齢で記載しております。
「保険年齢」とは、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げて計算した年齢をいいます。

掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、更新日(今回は令和3年1月1日)から適用します。
また、任意医療保険の本人・配偶者の掛金は年齢、任意生命保険の本人・配偶者の掛金は年齢・性別によって異なります。

25歳の方

(独身)

本人:25歳

独身でも、病気やケガによる入院・手術等・就業障害などへの備えは必要です。任意共済を上手に活用して備えましょう。

任意医療保険

総合医療保険(団体型)

1泊2日以上入院・手術等の保障

入院給付金日額

本人 5,000円
(月払掛金(概算) 男性 1,180円 女性 1,180円)

35歳の方

(配偶者・子ども1人あり)

本人:35歳 男性 配偶者:32歳 女性
子ども:3歳

結婚やお子様の誕生で手厚い保障が必要な時期です。団体保険としての割引が適用された掛金で、賢く保障を準備しましょう。

入院給付金日額

本人 10,000円
(月払掛金(概算) 2,670円)
配偶者 5,000円
(月払掛金(概算) 1,285円)
子ども(1人) 3,000円
(月払掛金(概算) 495円)

45歳の方

(配偶者・子ども2人あり)

本人:45歳 男性 配偶者:42歳 女性
子ども:12歳・10歳

お子様の教育資金やご自身の健康など様々なことに気を配る必要があります。任意共済をフル活用して保障を準備しましょう。

入院給付金日額

本人 12,000円
(月払掛金(概算) 4,032円)
配偶者 5,000円
(月払掛金(概算) 1,425円)
子ども(2人) 1人あたり 3,000円
(月払掛金(概算) 495円)

55歳の方

(配偶者あり)

本人:55歳 男性 配偶者:52歳 女性

退職後を意識し、将来的に退職者継続加入制度を活用することも視野に、任意共済で長期にわたる保障を確保しておきましょう。

入院給付金日額

本人 10,000円
(月払掛金(概算) 5,840円)
配偶者 5,000円
(月払掛金(概算) 2,165円)

任意生命保険

団体定期保険

死亡・所定の高度障がい状態の保障

① 死亡保険金額(高度障がい保険金額)
死亡保険金額(高度障がい保険金額)
② 災害保険金額(災害高度障がい保険金額)

本人 ①の場合… 200万円
②の場合… 400万円
(月払掛金(概算) 男性 236円 女性 158円)

① 死亡保険金額(高度障がい保険金額)
死亡保険金額(高度障がい保険金額)
② 災害保険金額(災害高度障がい保険金額)

本人 ①の場合… 3,000万円
②の場合… 6,000万円
(月払掛金(概算) 3,540円)
配偶者 ①の場合… 1,000万円
②の場合… 2,000万円
(月払掛金(概算) 790円)

① 死亡保険金額(高度障がい保険金額)
死亡保険金額(高度障がい保険金額)
② 災害保険金額(災害高度障がい保険金額)

本人 ①の場合… 3,000万円
②の場合… 6,000万円
(月払掛金(概算) 5,190円)
配偶者 ①の場合… 1,000万円
②の場合… 2,000万円
(月払掛金(概算) 1,310円)

① 死亡保険金額(高度障がい保険金額)
死亡保険金額(高度障がい保険金額)
② 災害保険金額(災害高度障がい保険金額)

本人 ①の場合… 2,000万円
②の場合… 4,000万円
(月払掛金(概算) 6,300円)
配偶者 ①の場合… 400万円
②の場合… 800万円
(月払掛金(概算) 888円)

任意収入補償保険

団体長期障害所得補償保険

ケガや病気により長期間仕事ができなくなったときの収入を補償

月額保険金額

本人 月額 15万円(3口)
(月払保険料 男性 1,485円 女性 1,503円)

月額保険金額

本人 月額 20万円(4口)
(月払保険料 3,136円)

月額保険金額

本人 月額 20万円(4口)
(月払保険料 6,316円)

月額保険金額

本人 月額 15万円(3口)
(月払保険料 7,470円)

任意医療保険 任意生命保険 任意収入補償保険
月払掛金・保険料(概算)
合計

男性 2,901円
女性 2,841円

11,916円

18,768円

22,663円

P3~P6

P7~P10

P15~P20

任意医療保険

任意生命保険

任意収入補償保険

主な保障内容

保険期間中に以下のお支払事由に該当されたときにお支払いします。
給付金のお支払いにあたっては、原因となるケガや病気が加入日(※)以後に生じることが必要となります。
(※)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については加入日を増額日と読替えます。

給付の名称	お支払事由	お支払額	お支払限度※1
入院給付金	ケガや病気等により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額 × 入院日数	[1回の入院※2] 124日 [通算] 1,095日
入院療養給付金	入院給付金の支払われる入院をされたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回 ※3
手術給付金(20倍) ※4	1泊2日以上継続した入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 20	—
手術給付金(5倍) ※4	外来または日帰り入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回
放射線治療給付金	公的医療保険制度の対象となる放射線治療または先進医療に該当する放射線照射・温熱療法を受けられたとき	入院給付金日額 × 10	通算なし (60日の間に1回)

- ※1 お支払限度については、更新前後のお支払日数(回数)を通算します。
※2 入院を2回以上された場合でも、最終の入院の退院日の翌日からの経過日数等によっては1回の入院とみなす場合があります。
※3 すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金が支払われることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。
※4 一部の所定の手術については、お支払いの対象外となります。 <対象外の手術の例>…「創傷処理」「皮膚切開術」等
また、同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。
この場合、手術給付金(20倍)が支払われるときは、手術給付金(5倍)のお支払いはいたしません。

保障内容に関する詳細、「給付金のお受取りにあたっての日数制限」や上表の注記(※1～※4)等の制限事項の詳細については、【パンフレット(全体版)】P24「給付金の支払事由」、P25「法令等の改正に伴う変更」、P35・P36【注意喚起情報】「給付金をお支払いしない場合等」、ならびにP37～P39【ご加入のみなさまへ】を必ずご確認ください。

保障額と掛金

払込方法は加入団体ごとに決まっておりますので、係の方にお問合せください。

- ※「保険年齢」とは、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げて計算した年齢をいいます。
- 以下の入院給付金日額からご希望の入院給付金日額をお選びください。配偶者は職員と同額もしくはそれ以下、子どもは職員(配偶者も加入する場合は配偶者)と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。(配偶者・子どものみで加入することはできません。)
 - 記載の掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に加入者数等に基づき算出し、更新日(今回は令和3年1月1日)から適用します。掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。
 - 保険年齢71歳以上の方の掛金は、係の方へお問合せください。

月払掛金(概算)

対 象	職 員					こども	
	12,000円	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円
申込入院給付金日額	12,000円	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円
保 険 年 齢	(単位:円)					(単位:円)	
15歳～19歳 (H13.7.2生～H18.7.1生)	1,524	1,270	1,016	635	381	825	495
20歳～24歳 (H 8.7.2生～H13.7.1生)	2,292	1,910	1,528	955	573		
25歳～29歳 (H 3.7.2生～H 8.7.1生)	2,832	2,360	1,888	1,180	708		
30歳～34歳 (S61.7.2生～H 3.7.1生)	3,084	2,570	2,056	1,285	771		
35歳～39歳 (S56.7.2生～S61.7.1生)	3,204	2,670	2,136	1,335	801		
40歳～44歳 (S51.7.2生～S56.7.1生)	3,420	2,850	2,280	1,425	855		
45歳～49歳 (S46.7.2生～S51.7.1生)	4,032	3,360	2,688	1,680	1,008		
50歳～54歳 (S41.7.2生～S46.7.1生)	5,196	4,330	3,464	2,165	1,299		
55歳～59歳 (S36.7.2生～S41.7.1生)	7,008	5,840	4,672	2,920	1,752		
60歳～64歳 (S31.7.2生～S36.7.1生)	9,324	7,770	6,216	3,885	2,331		
65歳～69歳 (S26.7.2生～S31.7.1生)	12,588	10,490	8,392	5,245	3,147		
70歳 (S25.7.2生～S26.7.1生)	15,888	13,240	10,592	6,620	3,972		

半年払掛金(概算)

半年払掛金は月払掛金の 6倍 です。

対 象	職 員					こども	
	12,000円	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円
申込入院給付金日額	12,000円	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円
保 険 年 齢	(単位:円)					(単位:円)	
15歳～19歳 (H13.7.2生～H18.7.1生)	9,144	7,620	6,096	3,810	2,286	4,950	2,970
20歳～24歳 (H 8.7.2生～H13.7.1生)	13,752	11,460	9,168	5,730	3,438		
25歳～29歳 (H 3.7.2生～H 8.7.1生)	16,992	14,160	11,328	7,080	4,248		
30歳～34歳 (S61.7.2生～H 3.7.1生)	18,504	15,420	12,336	7,710	4,626		
35歳～39歳 (S56.7.2生～S61.7.1生)	19,224	16,020	12,816	8,010	4,806		
40歳～44歳 (S51.7.2生～S56.7.1生)	20,520	17,100	13,680	8,550	5,130		
45歳～49歳 (S46.7.2生～S51.7.1生)	24,192	20,160	16,128	10,080	6,048		
50歳～54歳 (S41.7.2生～S46.7.1生)	31,176	25,980	20,784	12,990	7,794		
55歳～59歳 (S36.7.2生～S41.7.1生)	42,048	35,040	28,032	17,520	10,512		
60歳～64歳 (S31.7.2生～S36.7.1生)	55,944	46,620	37,296	23,310	13,986		
65歳～69歳 (S26.7.2生～S31.7.1生)	75,528	62,940	50,352	31,470	18,882		
70歳 (S25.7.2生～S26.7.1生)	95,328	79,440	63,552	39,720	23,832		

年払掛金(概算)

年払掛金は月払掛金の 12倍 です。

対 象	職 員					こども	
	12,000円	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円
申込入院給付金日額	12,000円	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円
保 険 年 齢	(単位:円)					(単位:円)	
15歳～19歳 (H13.7.2生～H18.7.1生)	18,288	15,240	12,192	7,620	4,572	9,900	5,940
20歳～24歳 (H 8.7.2生～H13.7.1生)	27,504	22,920	18,336	11,460	6,876		
25歳～29歳 (H 3.7.2生～H 8.7.1生)	33,984	28,320	22,656	14,160	8,496		
30歳～34歳 (S61.7.2生～H 3.7.1生)	37,008	30,840	24,672	15,420	9,252		
35歳～39歳 (S56.7.2生～S61.7.1生)	38,448	32,040	25,632	16,020	9,612		
40歳～44歳 (S51.7.2生～S56.7.1生)	41,040	34,200	27,360	17,100	10,260		
45歳～49歳 (S46.7.2生～S51.7.1生)	48,384	40,320	32,256	20,160	12,096		
50歳～54歳 (S41.7.2生～S46.7.1生)	62,352	51,960	41,568	25,980	15,588		
55歳～59歳 (S36.7.2生～S41.7.1生)	84,096	70,080	56,064	35,040	21,024		
60歳～64歳 (S31.7.2生～S36.7.1生)	111,888	93,240	74,592	46,620	27,972		
65歳～69歳 (S26.7.2生～S31.7.1生)	151,056	125,880	100,704	62,940	37,764		
70歳 (S25.7.2生～S26.7.1生)	190,656	158,880	127,104	79,440	47,664		

任意生命保険

【団体定期保険】

この保険の特徴

- 掛金には**団体保険としての割引**が適用されます。
また、1年ごとに収支計算を行い、**剰余金が生じた場合は、配当金をお受取り**になれます。
※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
- 医師の診査ではなく、**健康状態等の告知によるお申込み手続き**です。
※告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- 一旦加入すれば、その後病気になられても、加入資格を満たすかぎり同額、もしくはそれ以下の保障額で**継続加入**できます。
- ライフイベントの変化に合わせて、**毎年保障額の見直し**ができます。
※ただし、健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。



ご参考

過去3年間の配当還元率※

年 度 (保険期間)	令和元年度 (H31.1.1～R1.12.31)	平成30年度 (H30.1.1～H30.12.31)	平成29年度 (H29.1.1～H29.12.31)
配当還元率	約 11.9%	約 18.6%	約 28.9%

※年間払込掛金に対する配当金の割合です。

●上記数値は各年度の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

加入資格

■以下の加入資格の他、新規加入・増額される場合には「申込書兼告知書」裏面に記載の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる必要があります。

以下の年齢は令和3年1月1日現在の年齢です。

《職 員》 町村（一部の市を含む）、あるいは町村（一部の市を含む）の一部事務組合・広域連合、系統町村会に所属する次の者で、年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方。（S30.7.2生～H18.7.1生まれの方）

- ・ 町村長、副町村長、常勤の職員および公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき派遣される職員。
- ・ 系統町村会その他町村関係団体の常勤の職員。

《配 偶 者》 職員の配偶者の方で、年齢満16歳以上65歳6カ月以下の方。（S30.7.2生～H17.1.1生まれの方）

《こ ど も》 職員の扶養するこどもで、年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。（H10.7.2生～H30.7.1生まれの方）
ただし、加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。

※こどもとは次のいずれかに該当する子をいいます。
（健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。）

1. 職員の子で主としてその職員により生計を維持している者
2. 職員の配偶者の子で職員と同一の世帯に属し、主として職員により生計を維持している者（職員の配偶者がすでに死亡しているときを含みます。）

【在職者の更新年齢限度】

職員・配偶者の方は年齢85歳6カ月まで、こどもは年齢22歳6カ月まで更新できます。

（職員・配偶者：S10.7.2以降生まれの方）

（こども：H10.7.2以降生まれの方）

【退職後の制度】

《退職者継続加入制度》

任意生命保険に加入されていた職員・配偶者の方は、退職後も「任意生命保険 退職者継続加入制度」に年齢75歳6カ月まで継続加入できます。（S20.7.2以降生まれの方）

ただし、配偶者のみで継続加入することはできません。

本人が令和2年1月1日以降に加入団体を退職後、令和2年12月31日まで任意生命保険に引続き加入中である場合、そのこどもは令和2年12月31日までの加入となります。

※本人が退職後、本人・配偶者・こどもの新規加入・増額はできません。

※詳細は係の方までお問合せください。

保障額と掛金

払込方法は加入団体ごとに決まっておりますので、係の方にお問合せください。

※「保険年齢」とは、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げて計算した年齢をいいます。

●配偶者・こどもは、職員と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。（配偶者・こどものみで加入することはできません。）

●《職員・配偶者》の掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、更新日（今回は令和3年1月1日）から適用します。掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がリ、次の年齢群団へ移る方が同額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。《こども》の掛金は1人あたりの確定掛金です。

●記載の掛金は、確定掛金を含め、令和2年6月25日（計算基準日）現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。

●保険年齢71歳以上の方の掛金は、係の方へお問合せください。

●**保険金額 職員（400万円・200万円）、配偶者（400万円・200万円）は新規に加入される方だけでなく、すでに加入されている方も選択**できます。

月払掛金（概算）

対 象		職 員					配 偶 者					こども		(ご参考) 配偶者
		3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	400万円	200万円	400万円	200万円	500万円	
疾病による場合		3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	400万円	200万円	400万円	200万円	500万円	
不慮の事故による場合		6,000万円	5,000万円	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,600万円	1,200万円	800万円	400万円	600万円	300万円	1,000万円	
保 険 年 齢		(単位:円)										(単位:円)		(単位:円)
男 性	15歳～35歳 (S60.7.2生～H18.7.1生)	3,540	2,950	2,360	1,770	1,180	944	708	472	236	360	180	※1人あたりの確定掛金です。	590
	36歳～40歳 (S55.7.2生～S60.7.1生)	4,140	3,450	2,760	2,070	1,380	1,104	828	552	276				690
	41歳～45歳 (S50.7.2生～S55.7.1生)	5,190	4,325	3,460	2,595	1,730	1,384	1,038	692	346				865
	46歳～50歳 (S45.7.2生～S50.7.1生)	6,900	5,750	4,600	3,450	2,300	1,840	1,380	920	460				1,150
	51歳～55歳 (S40.7.2生～S45.7.1生)	9,450	7,875	6,300	4,725	3,150	2,520	1,890	1,260	630				1,575
	56歳～60歳 (S35.7.2生～S40.7.1生)	13,110	10,925	8,740	6,555	4,370	3,496	2,622	1,748	874				2,185
	61歳～65歳 (S30.7.2生～S35.7.1生)	19,380	16,150	12,920	9,690	6,460	5,168	3,876	2,584	1,292				3,230
	66歳～70歳 (S25.7.2生～S30.7.1生)	28,140	23,450	18,760	14,070	9,380	7,504	5,628	3,752	1,876				4,690
女 性	15歳～35歳 (S60.7.2生～H18.7.1生)	2,370	1,975	1,580	1,185	790	632	474	316	158	360	180	※1人あたりの確定掛金です。	395
	36歳～40歳 (S55.7.2生～S60.7.1生)	3,360	2,800	2,240	1,680	1,120	896	672	448	224				560
	41歳～45歳 (S50.7.2生～S55.7.1生)	3,930	3,275	2,620	1,965	1,310	1,048	786	524	262				655
	46歳～50歳 (S45.7.2生～S50.7.1生)	5,160	4,300	3,440	2,580	1,720	1,376	1,032	688	344				860
	51歳～55歳 (S40.7.2生～S45.7.1生)	6,660	5,550	4,440	3,330	2,220	1,776	1,332	888	444				1,110
	56歳～60歳 (S35.7.2生～S40.7.1生)	8,190	6,825	5,460	4,095	2,730	2,184	1,638	1,092	546				1,365
	61歳～65歳 (S30.7.2生～S35.7.1生)	10,560	8,800	7,040	5,280	3,520	2,816	2,112	1,408	704				1,760
	66歳～70歳 (S25.7.2生～S30.7.1生)	13,920	11,600	9,280	6,960	4,640	3,712	2,784	1,856	928				2,320

保険金額 配偶者（500万円）はすでに加入されている方のみ継続加入することができます。

職員の方は、3,000万円～200万円の保険金額から、配偶者の方は、1,000万円～200万円の保険金額からお選びください。

お子様は、400万円・200万円の保険金額からお選びください。

保障額と掛金(続き)

※「保険年齢」とは、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げて計算した年齢をいいます。

払込方法は加入団体ごとに決まっておりますので、係の方にお問合せください。

保険金額 配偶者(500万円)はすでに加入されている方のみ継続加入することができます。

職員の方は、3,000万円～200万円の保険金額から、
配偶者の方は、1,000万円～200万円の保険金額からお選びください。

お子様は、400万円・
200万円の保険金額
からお選びください。

半年払掛金(概算)

半年払掛金は月払掛金の 6倍 です。

対 象		職 員										こども		(ご参考) 配偶者
申 込 保 険 金 額		3,000 万円	2,500 万円	2,000 万円	1,500 万円	1,000 万円	800 万円	600 万円	400 万円	200 万円		400 万円	200 万円	500 万円
疾病による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額)		3,000 万円	2,500 万円	2,000 万円	1,500 万円	1,000 万円	800 万円	600 万円	400 万円	200 万円		400 万円	200 万円	500 万円
不慮の事故による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額) + 災害保険金額(災害高度障がい保険金額)		6,000 万円	5,000 万円	4,000 万円	3,000 万円	2,000 万円	1,600 万円	1,200 万円	800 万円	400 万円		600 万円	300 万円	1,000 万円
保 険 年 齢		(単位:円)										(単位:円)		(単位:円)
男 性	15歳～35歳 (S60.7.2生～H18.7.1生)	21,240	17,700	14,160	10,620	7,080	5,664	4,248	2,832	1,416		2,160	1,080	3,540
	36歳～40歳 (S55.7.2生～S60.7.1生)	24,840	20,700	16,560	12,420	8,280	6,624	4,968	3,312	1,656				4,140
	41歳～45歳 (S50.7.2生～S55.7.1生)	31,140	25,950	20,760	15,570	10,380	8,304	6,228	4,152	2,076				5,190
	46歳～50歳 (S45.7.2生～S50.7.1生)	41,400	34,500	27,600	20,700	13,800	11,040	8,280	5,520	2,760				6,900
	51歳～55歳 (S40.7.2生～S45.7.1生)	56,700	47,250	37,800	28,350	18,900	15,120	11,340	7,560	3,780				9,450
	56歳～60歳 (S35.7.2生～S40.7.1生)	78,660	65,550	52,440	39,330	26,220	20,976	15,732	10,488	5,244				13,110
	61歳～65歳 (S30.7.2生～S35.7.1生)	116,280	96,900	77,520	58,140	38,760	31,008	23,256	15,504	7,752				19,380
	66歳～70歳 (S25.7.2生～S30.7.1生)	168,840	140,700	112,560	84,420	56,280	45,024	33,768	22,512	11,256				28,140
女 性	15歳～35歳 (S60.7.2生～H18.7.1生)	14,220	11,850	9,480	7,110	4,740	3,792	2,844	1,896	948		※1人あたりの確定掛金です。	保険年齢 3歳～22歳 (H10.7.2生～ H30.7.1生)	2,370
	36歳～40歳 (S55.7.2生～S60.7.1生)	20,160	16,800	13,440	10,080	6,720	5,376	4,032	2,688	1,344				3,360
	41歳～45歳 (S50.7.2生～S55.7.1生)	23,580	19,650	15,720	11,790	7,860	6,288	4,716	3,144	1,572				3,930
	46歳～50歳 (S45.7.2生～S50.7.1生)	30,960	25,800	20,640	15,480	10,320	8,256	6,192	4,128	2,064				5,160
	51歳～55歳 (S40.7.2生～S45.7.1生)	39,960	33,300	26,640	19,980	13,320	10,656	7,992	5,328	2,664				6,660
	56歳～60歳 (S35.7.2生～S40.7.1生)	49,140	40,950	32,760	24,570	16,380	13,104	9,828	6,552	3,276				8,190
	61歳～65歳 (S30.7.2生～S35.7.1生)	63,360	52,800	42,240	31,680	21,120	16,896	12,672	8,448	4,224				10,560
	66歳～70歳 (S25.7.2生～S30.7.1生)	83,520	69,600	55,680	41,760	27,840	22,272	16,704	11,136	5,568				13,920

年払掛金(概算)

年払掛金は月払掛金の 12倍 です。

保険金額 配偶者(500万円)はすでに加入されている方のみ継続加入することができます。

職員の方は、3,000万円～200万円の保険金額から、
配偶者の方は、1,000万円～200万円の保険金額からお選びください。

お子様は、400万円・
200万円の保険金額
からお選びください。

対 象		職 員										こども		(ご参考) 配偶者
申 込 保 険 金 額		3,000 万円	2,500 万円	2,000 万円	1,500 万円	1,000 万円	800 万円	600 万円	400 万円	200 万円		400 万円	200 万円	500 万円
疾病による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額)		3,000 万円	2,500 万円	2,000 万円	1,500 万円	1,000 万円	800 万円	600 万円	400 万円	200 万円		400 万円	200 万円	500 万円
不慮の事故による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額) + 災害保険金額(災害高度障がい保険金額)		6,000 万円	5,000 万円	4,000 万円	3,000 万円	2,000 万円	1,600 万円	1,200 万円	800 万円	400 万円		600 万円	300 万円	1,000 万円
保 険 年 齢		(単位:円)										(単位:円)		(単位:円)
男 性	15歳～35歳 (S60.7.2生～H18.7.1生)	42,480	35,400	28,320	21,240	14,160	11,328	8,496	5,664	2,832		4,320	2,160	7,080
	36歳～40歳 (S55.7.2生～S60.7.1生)	49,680	41,400	33,120	24,840	16,560	13,248	9,936	6,624	3,312				8,280
	41歳～45歳 (S50.7.2生～S55.7.1生)	62,280	51,900	41,520	31,140	20,760	16,608	12,456	8,304	4,152				10,380
	46歳～50歳 (S45.7.2生～S50.7.1生)	82,800	69,000	55,200	41,400	27,600	22,080	16,560	11,040	5,520				13,800
	51歳～55歳 (S40.7.2生～S45.7.1生)	113,400	94,500	75,600	56,700	37,800	30,240	22,680	15,120	7,560				18,900
	56歳～60歳 (S35.7.2生～S40.7.1生)	157,320	131,100	104,880	78,660	52,440	41,952	31,464	20,976	10,488				26,220
	61歳～65歳 (S30.7.2生～S35.7.1生)	232,560	193,800	155,040	116,280	77,520	62,016	46,512	31,008	15,504				38,760
	66歳～70歳 (S25.7.2生～S30.7.1生)	337,680	281,400	225,120	168,840	112,560	90,048	67,536	45,024	22,512				56,280
女 性	15歳～35歳 (S60.7.2生～H18.7.1生)	28,440	23,700	18,960	14,220	9,480	7,584	5,688	3,792	1,896		※1人あたりの確定掛金です。	保険年齢 3歳～22歳 (H10.7.2生～ H30.7.1生)	4,740
	36歳～40歳 (S55.7.2生～S60.7.1生)	40,320	33,600	26,880	20,160	13,440	10,752	8,064	5,376	2,688				6,720
	41歳～45歳 (S50.7.2生～S55.7.1生)	47,160	39,300	31,440	23,580	15,720	12,576	9,432	6,288	3,144				7,860
	46歳～50歳 (S45.7.2生～S50.7.1生)	61,920	51,600	41,280	30,960	20,640	16,512	12,384	8,256	4,128				10,320
	51歳～55歳 (S40.7.2生～S45.7.1生)	79,920	66,600	53,280	39,960	26,640	21,312	15,984	10,656	5,328				13,320
	56歳～60歳 (S35.7.2生～S40.7.1生)	98,280	81,900	65,520	49,140	32,760	26,208	19,656	13,104	6,552				16,380
	61歳～65歳 (S30.7.2生～S35.7.1生)	126,720	105,600	84,480	63,360	42,240	33,792	25,344	16,896	8,448				21,120
	66歳～70歳 (S25.7.2生～S30.7.1生)	167,040	139,200	111,360	83,520	55,680	44,544	33,408	22,272	11,136				27,840

任意生命保険

任意生命保険

正しく告知いただくために

- ◆任意生命保険および任意医療保険は、加入される方々が掛金を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件にご加入されると、掛金負担の公平性が保たれません。
- ◆任意生命保険および任意医療保険への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、「申込書兼告知書」裏面に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。
以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、お申込みいただく前に必ずご確認ください。

1 健康状態等について、被保険者ご本人がりのまます告知してください。(告知義務)

- 申込日現在および過去の健康状態等について、事実をありのままお知らせいただくことを「告知」といいます。
- この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額をお申込みいただく際には、加入申込者ご本人に「申込書兼告知書」の裏面に記載されている「質問事項」について、告知いただく義務(告知義務)があります。
- 過去の傷病歴(傷病名・手術の有無、治療期間等)、現在の健康状態等について、「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分で確認のうえ、「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる場合のみ、お申込みください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

2 生命保険会社の職員等に口頭でお伝えいただいただけでは、告知されたことになりません。

- この保険は、「申込書兼告知書」をご提出いただくことで、健康状態等について「告知」いただくことになります。
- 告知をお受けできる権限(告知受領権)は、生命保険会社が有しています。必ず「申込書兼告知書」にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりませんので、ご注意ください。

3 傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 「質問事項」には過去の傷病歴等について記載しておりますが、質問事項に記載の「医師の治療・投薬」には、次のもの(*)は含まれませんので、傷病歴等があった場合でも、すべてのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。
詳細については、「6 申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明を合わせてご確認ください。
- (*) 医師の治療・投薬には、一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、妊娠(正常)、手足の骨折によるものは含まれません。

4 告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、保険金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、「申込書兼告知書」裏面に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」としてお申込みいただいた内容を解除することがあります。(*)
- 責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、お申込みいただいた内容を解除することがあります。
- お申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。
また、すでにお払込みいただいた掛金は払戻しません。
(ただし、保険金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。)
- (*) 告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社はお申込みいただいた内容を解除することはできません。
こうした、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込みいただいた内容を解除することがあります。
- 「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。
たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払込みいただいた掛金は払戻しません。また、高度障がい保険金、災害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。
ただし、任意医療保険の給付金等のお支払いにあたっては、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき、手術を受けたとき等は、告知義務違反等によりご契約または特約が解除される場合を除き、その入院・手術等は責任開始日以降の原因によるものとみなします。

5 後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

6 「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

- 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および「申込書兼告知書」の裏面(※)に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知ください。
(※)「申込書兼告知書」によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。
- 主たる被保険者(本人)が新規加入・増額する申込者の告知内容(質問事項に対する答え)をとりまとめのうえ、「申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果を記入のうえ、ご提出ください。
- 「申込書兼告知書」をご提出いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含む)、医療保障保険契約内容登録制度ならびに個人情報の取扱い等を必ずご確認ください、告知内容が事実と相違ないことを確認のうえ、「申込印(告知印)」欄に押印ください。
- 「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

【質問事項】

任意生命保険(団体定期保険)

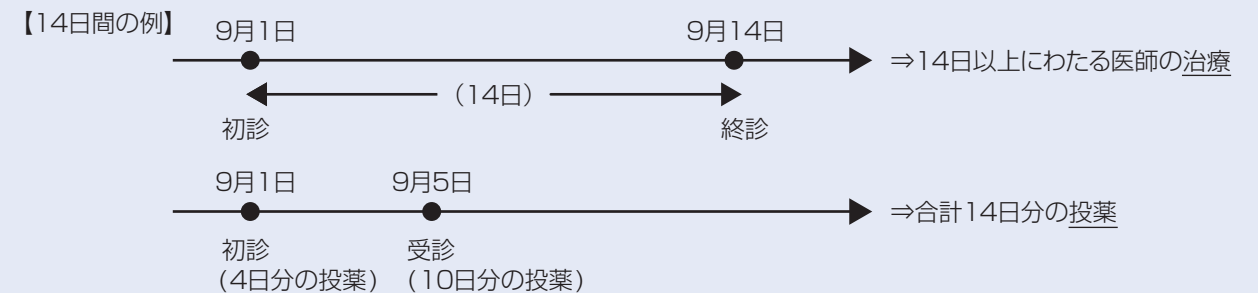
- (ア) 申込日現在、職員は健康上の理由で就業制限(*)を受けていますか。
(配偶者およびごどもは、申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬(*)を受けたことがありますか。)
- (イ) 申込日から過去1年以内に、病気またはけがで手術を受けたこと、連続14日以上入院をしたことがありますか。
- (ウ) 申込日から過去1年以内に、病気またはけがで、14日以上にわたり(*)医師の治療・投薬(*)を受けたことがありますか。

任意医療保険(総合医療保険(団体型))

- (ア) 申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬(*)を受けたことがありますか。
- (イ) 申込日から過去5年以内に、病気またはけがで手術を受けたことがありますか。
- (ウ) 申込日から過去5年以内に、病気で連続7日以上入院もしくは7日以上にわたり(*)医師の治療・投薬(*)を受けたことはありますか。

【補足説明】

- *1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤(公休・普通休暇等によるものも含む)を指示されている場合などをいいます。
- *2 「医師の治療・投薬」とは、医師による治療・投薬のほか、診察・検査・指示・指導を含みます。
(注) 一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、妊娠(正常)、手足の骨折によるものは含まれません。
- *3 「14日以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が14日以上の場合をいいます。
たとえば、受診は2日でも、その間が14日以上の場合や、合計14日分以上の投薬を受けた場合は、「14日以上」となります。
- *4 「7日以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が7日以上の場合をいいます。
たとえば、受診は2日でも、その間が7日以上の場合や、合計7日分以上の投薬を受けた場合は、「7日以上」となります。



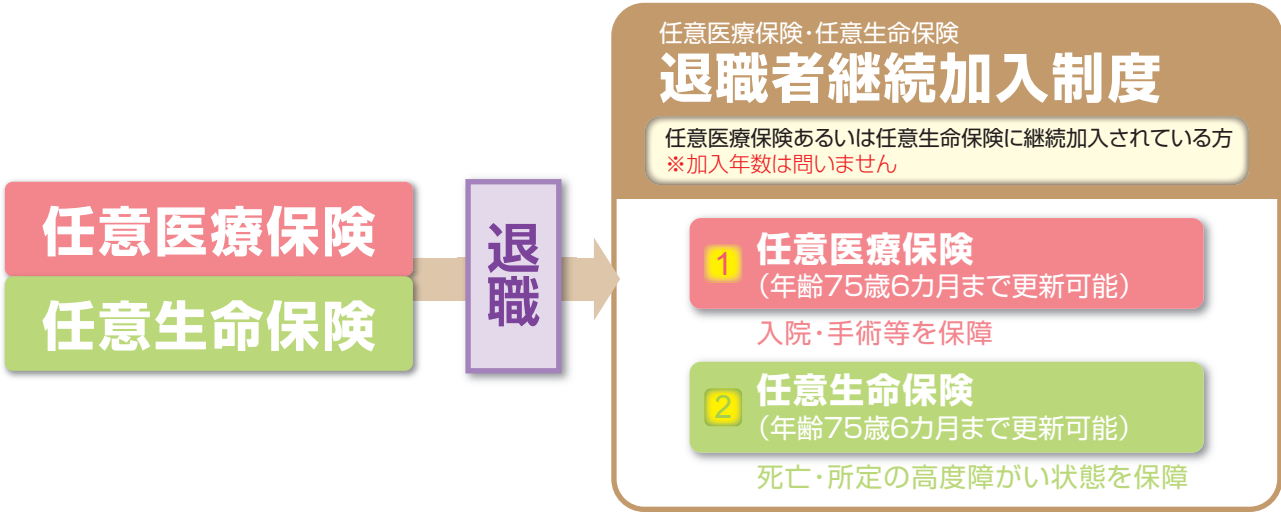
- なお、以下のような場合は告知事項に当てはまりませんので、質問事項に記載の内容からは除かれます。
- ・医師の指示ではなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
 - ・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでる
 - ・歯科医師による虫歯の治療、抜歯を受けた
 - ・妊娠(正常)で入院した

- 「申込書兼告知書」等への記入の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。

退職者継続加入制度 【任意医療保険・任意生命保険】

●退職後加入者の事務は事務代行会社(株式会社日本共同システム)への外部委託(退職者直轄制度)となっております。

退職後における制度の取扱いについて 〈退職後に継続してご加入になれる制度〉



退職者継続加入制度について (任意医療保険・任意生命保険)

- 入院給付金日額・保険金額は、退職直前に加入していた金額以下で選ぶことができます。
- 退職者継続加入制度への移行時およびその後の更新時に入院給付金日額・保険金額を増額することはできません。

加入資格

1 任意医療保険

任意医療保険に加入されていた職員・配偶者の方は、退職後も「任意医療保険 退職者継続加入制度」に年齢75歳6カ月まで継続加入できます。(S20.7.2以降生まれの方)
ただし、配偶者のみで継続加入することはできません。
本人が令和2年1月1日以降に加入団体を退職後、令和2年12月31日まで任意医療保険に引き続き加入中である場合、そのこどもは令和2年12月31日までの加入となります。

※本人が退職後、本人・配偶者・こどもの新規加入・増額はできません。
※詳細は係の方までお問合せください。

2 任意生命保険

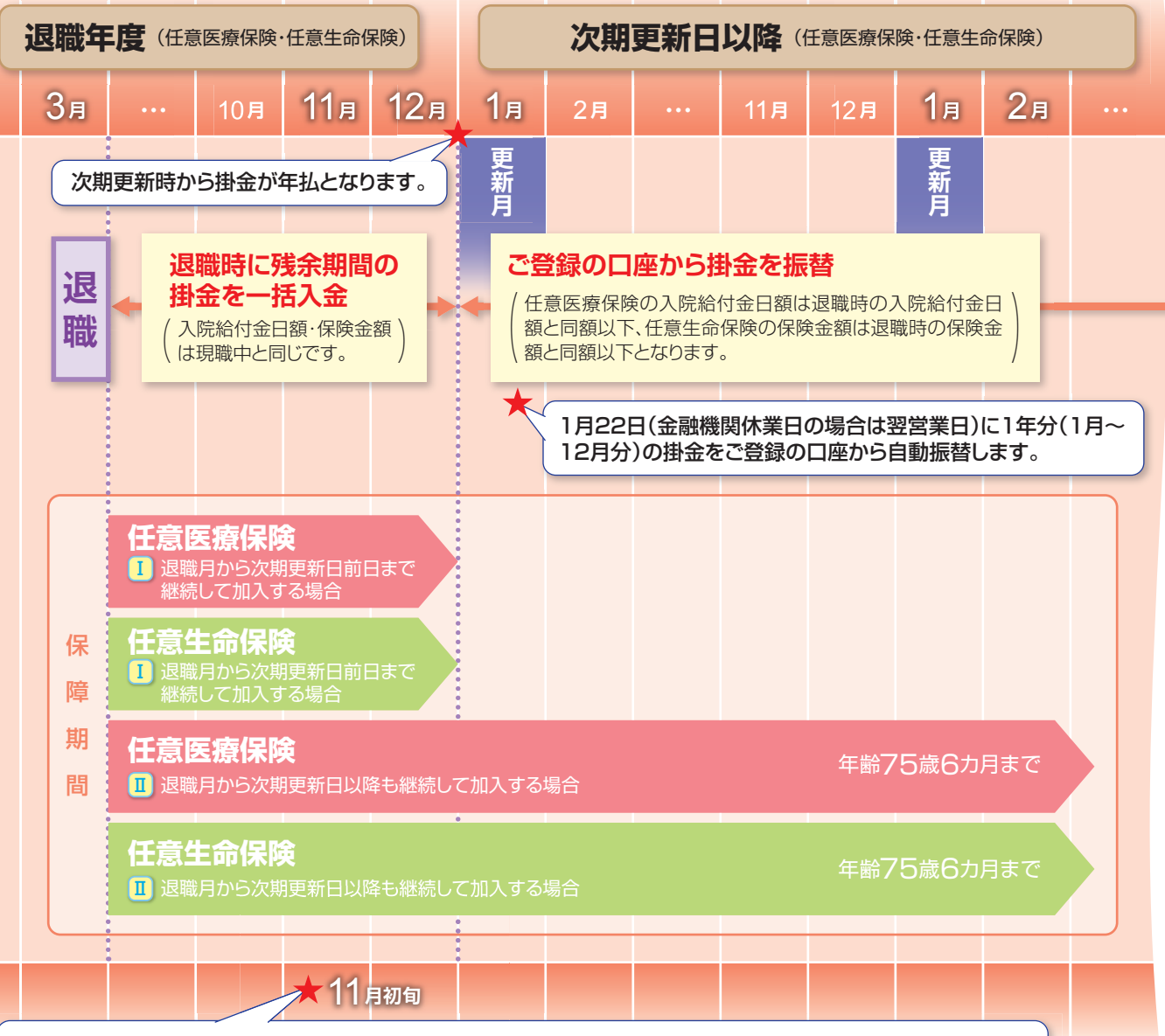
任意生命保険に加入されていた職員・配偶者の方は、退職後も「任意生命保険 退職者継続加入制度」に年齢75歳6カ月まで継続加入できます。(S20.7.2以降生まれの方)
ただし、配偶者のみで継続加入することはできません。
本人が令和2年1月1日以降に加入団体を退職後、令和2年12月31日まで任意生命保険に引き続き加入中である場合、そのこどもは令和2年12月31日までの加入となります。

※本人が退職後、本人・配偶者・こどもの新規加入・増額はできません。
※詳細は係の方までお問合せください。

退職時のお取扱い **1 任意医療保険** **2 任意生命保険** **共通項目**

退職月から次期更新日(1月1日)以降も継続してご加入を希望される方は、退職時に退職翌月から次期更新日前月(当年12月)までの残余期間の掛金を一括でご入金いただくとともに、「退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書」を11月初旬までに係の方へご提出ください。

(例) 3月末日をもって退職され、退職後も継続してご加入を希望された場合



- 「退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書」のご提出のタイミングにより、口座振替および「申込書(退職者用)」の印字がされる場合とされない場合があります。

	提出時期	口座振替	「申込書(退職者用)」の印字
①	7月末	○	○
②	8月以降11月初旬	○	×
③	11月初旬以降	×	×

※上記の「提出時期」において、いずれも生命保険会社での受付・手続きが完了している必要があります。
※②(8月以降11月初旬)、③(11月初旬以降)の場合は、以下の書類を必ずセットでご提出する必要があります。

	提出書類	記入内容等
1	退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書	記入・(金融機関お届け印)押印
2	申込書兼告知書	加入区分「脱退」に○印、申込印を押印
3	申込書(退職者用)	白紙に必要事項を記入・押印(同額または減額のみ)

- 退職者継続加入の意思がありながら、申込締切日(11月初旬)に間に合わなかった方や締切日以降に退職された方は、各加入団体から掛金が徴収されます。申込締切日(11月初旬)以降、年度内に「退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書」を提出された方は、翌年度から退職者直轄扱として取扱われますが、口座振替は翌々年度からになります。

任意収入補償保険

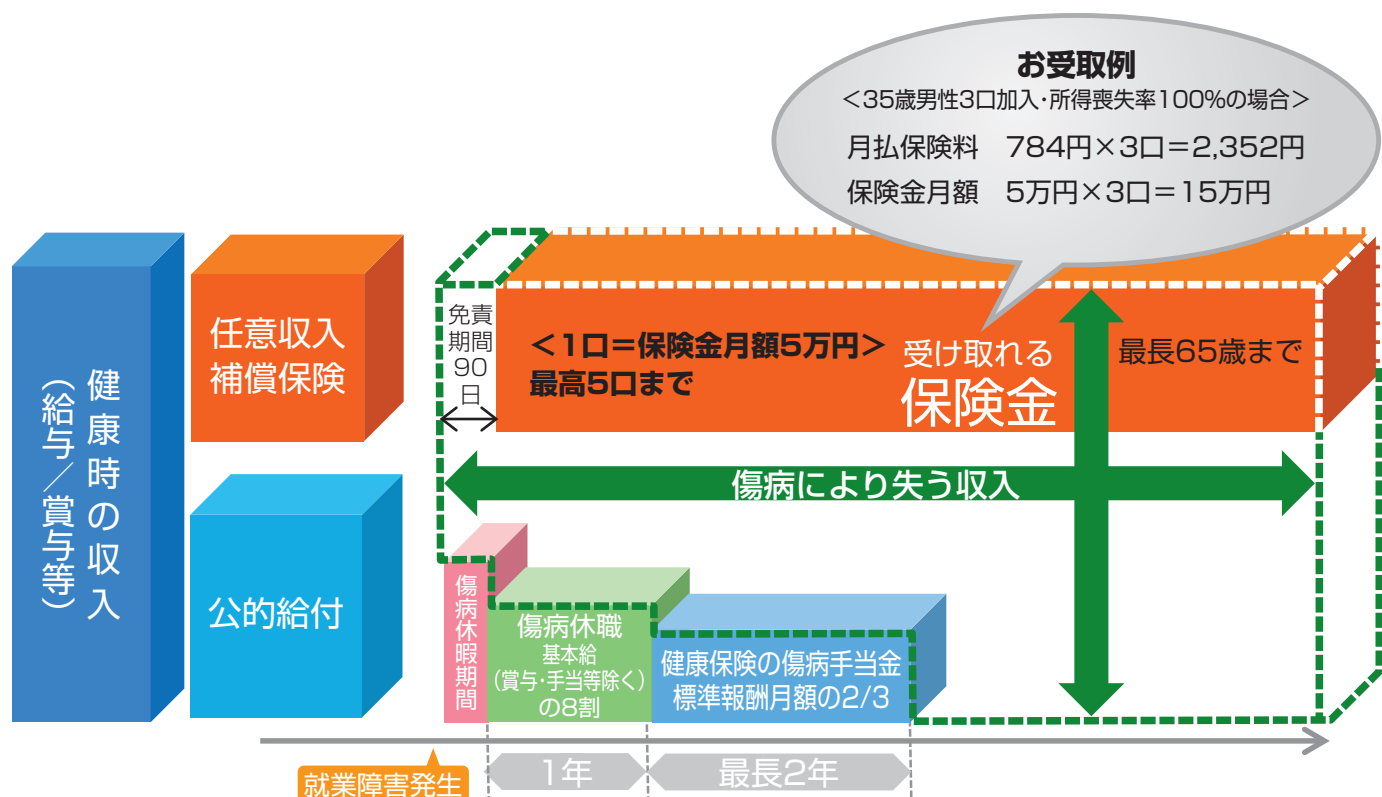
【団体長期障害所得補償保険】

引受幹事保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

この保険の概要

「ケガや病気」で就業障害となり長期間働けなくなった場合の収入の減少を最大65歳まで補償する保険です。
全国町村等職員にとって、ケガや病気により長期間働けなくなり職場復帰できない状態が続けば、収入は減少し、ご本人・ご家族は生活費、ローン返済等さまざまな出費に困窮します。「任意収入補償保険」は、全国町村等職員がケガや病気により就業できなくなったとき、公的給付等だけでは補えない所得の喪失を最長65歳まで長期間にわたり補償する保険です。

補償のイメージ図



取扱内容

- ◆加入資格 : 町村（一部の市を含む）とその一部事務組合・広域連合および系統町村会に所属する町村長、副町村長、常勤の職員（雇用期間1年以上）で令和3年1月1日において満15歳以上満64歳以下の方。
- ◆お申込方法 : 加入をご希望の方は、加入団体の係の方に加入申込書をご請求ください。加入申込書に必要事項を記入、署名いただいたうえ、11月4日（水）までにご提出ください。
- ◆加入申込書提出先 : 加入団体の係の方
- ◆保険期間（ご契約期間） : 令和3年1月1日午後4時より1年間
- ◆保険料払込方法 : 令和3年2月22日より指定口座から引落します。（月払）（金融機関休業日の場合翌営業日）

この保険の特徴

長期療養時の補償

ケガや病気により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に最長で65歳まで所得を補償します。
* てん補期間は65歳に達した日*までとなります。ただし、免責期間の終了日の翌日からてん補期間満了日までの期間が3年に満たない被保険者については、てん補期間は3年となります。
* 65歳に達した日とは、65歳の誕生日の前日をいいます。

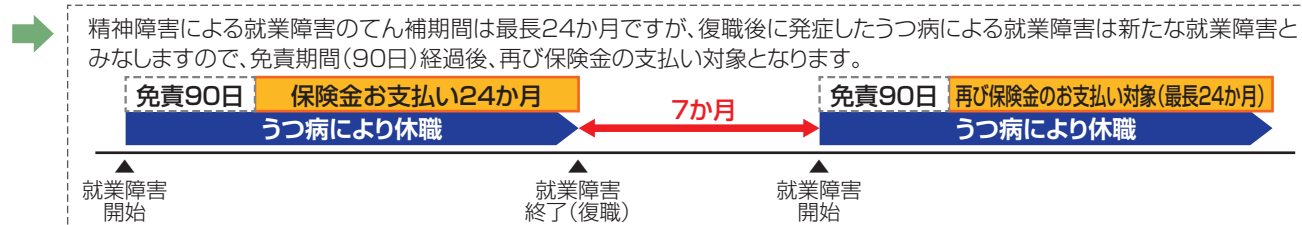
精神障害も補償

躁うつ病等の精神障害により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に最長で24か月所得を補償します（精神障害補償特約セット）。

復職後に、同一の身体障害により、再び就業障害となった場合の取扱い（精神障害補償特約）

復職期間が6か月以内の場合は、同一の就業障害とみなします。復職期間が6か月を超える場合は、後の就業障害は新たな就業障害とみなし、新たに免責期間（90日）およびてん補期間（最長24か月）を適用します。

例）うつ病による就業障害が免責期間（90日）経過後、24か月継続し保険金が支払われました。症状が回復し復職したものの、7か月後に再びうつ病を発症し就業障害となりました。



天災によって被ったケガも補償

地震、噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に所得を補償します（天災危険補償特約セット）。

妊娠に伴う障害も補償

妊娠、出産、早産または流産による身体障害により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に所得を補償します（妊娠に伴う身体障害補償特約セット）。※女性のみセットされています。

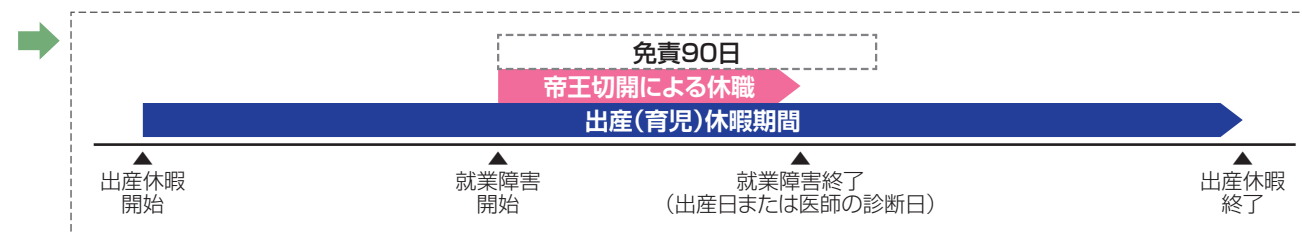
出産（育児）休暇取得期間に就業障害となった場合の取扱い（妊娠に伴う身体障害補償特約）

出産（育児）休暇取得期間中であっても、医師により就業不能状態と診断された場合は診断日が就業障害開始日とみなします。

例1）出産休暇取得後に妊娠悪阻（つわりが悪化した状態）として診断され、就業不能認定となりました。出産日まで就業不能と医師が診断したため保険金が支払われました。



例2）帝王切開手術を行い、出産日まで就業不能と医師が診断しましたが免責期間内に病状が回復したため保険金は支払われませんでした。



ただし免責期間中に症状が回復し、身体障害による就業障害でない場合は、育児休暇中などで、出社していなくても復職とみなします。（保険金のお支払いは対象外となります。）

統計データの家計調査を基にした、「世帯人員別の消費支出」の額

(注)家計調査は、毎日の家計の収入や支出を家計簿につけていただき、その結果を取りまとめ、国民生活の実態を家計の面から明らかにするために統計局が実施している調査です。調査の対象は全国の世帯にまたがっています。

単身世帯		4人世帯	
食費	約4.0万円	食費	約8.2万円
住居	約2.3万円	住居	約1.4万円
光熱・水道	約1.2万円	光熱・水道	約2.4万円
保健医療	約0.7万円	保健医療	約1.2万円
交通・通信	約2.2万円	交通・通信	約5.1万円
教養・娯楽	約1.9万円	教養・娯楽	約3.2万円
その他	約4.1万円	その他	約11.0万円
(注)その他には「家具・家事用品」、「被服及び履物」、「教育」及び「その他の消費支出」を含みます。		(注)その他には「家具・家事用品」、「被服及び履物」、「教育」及び「その他の消費支出」を含みます。	
合 計	約16.4万円	合 計	約32.5万円

出典：平成30年家計調査(総務省統計局)

長期間働けなくなったら、収入がいくら不足するか、実際に考えてみましょう!!

ケガや病気による就業障害により「所得喪失」状態となった場合、死亡された場合以上に経済的負担が大きくなることがあります。

健康時の収入

■現在の基本給 = _____円

■ご家族の収入 = _____円

■超過勤務手当 = _____円

■その他諸手当 = _____円

合計 _____円

※税金・保険料などが引かれたあとの「手取り額」をご記入下さい。

長期病休

家計簿

■月々の支払

食費 _____円
家賃・住宅ローン _____円
光熱費 _____円
保健医療 _____円
通信費 _____円
教育費 _____円
家具・家事用品 _____円
洋服・靴 _____円
教養・娯楽 _____円

小計 _____円

■賞与での支払予定額

_____円

合計 _____円

休職時の収入

■公的給付(目安)

基本給×80%※ = _____円

■ご家族の収入

_____円

合計 _____円

※傷病休職期間は基本給の80%、傷病手当金は標準報酬月額²の2/3が一定期間給付されますが、労働実績がなければ賞与は支払われない可能性があります。また、療養が長引いて長期にわたり働けなくなったり、退職せざるを得ない場合には収入が途絶えてしまうこともあり得ます。

減少後の収入では、毎月の生活費や医療費を賄えなくなるリスクがあります。

月々の保険料

● 月払保険料表<1口=保険金月額5万円>

今年度より団体割引率が15%になりました。前年度の10%でご契約いただいている方も今年度より15%が自動的に適用となります。

今年度より
団体割引
15%適用!

口数	1口		2口		3口		4口		5口	
保険金月額	5万円		10万円		15万円		20万円		25万円	
年齢	男	性	女	性	男	性	女	性	男	性
15～24歳	467円	357円	934円	714円	1,401円	1,071円	1,868円	1,428円	2,335円	1,785円
25～29歳	495円	501円	990円	1,002円	1,485円	1,503円	1,980円	2,004円	2,475円	2,505円
30～34歳	602円	671円	1,204円	1,342円	1,806円	2,013円	2,408円	2,684円	3,010円	3,355円
35～39歳	784円	972円	1,568円	1,944円	2,352円	2,916円	3,136円	3,888円	3,920円	4,860円
40～44歳	1,112円	1,327円	2,224円	2,654円	3,336円	3,981円	4,448円	5,308円	5,560円	6,635円
45～49歳	1,579円	1,867円	3,158円	3,734円	4,737円	5,601円	6,316円	7,468円	7,895円	9,335円
50～54歳	2,093円	2,360円	4,186円	4,720円	6,279円	7,080円	8,372円	9,440円	10,465円	11,800円
55～59歳	2,490円	2,535円	4,980円	5,070円	7,470円	7,605円	9,960円	10,140円	12,450円	12,675円
60～64歳	2,362円	2,163円	4,724円	4,326円	7,086円	6,489円	9,448円	8,652円	11,810円	10,815円

※年齢は令和3年1月1日時点の満年齢です。

※記載の保険料は団体割引15%を適用しています。

※精神障害補償特約、妊娠に伴う身体障害補償特約(女性のみ)、天災危険補償特約をセットしています。

※払い込みいただいた保険料のうち所定の金額については、税法上の生命保険料控除の対象となります。受け取れる保険料は非課税ですので、所得税および住民税の対象となりません。

ご加入にあたっては、加入直前12か月における平均所得額に50%以下の口数をご選択ください。就業障害発生直前の平均月間所得額を上回る部分については補償を受けられませんのでご注意ください。

平均月間所得額 = {(年間収入額) - (働けなくなったことにより支出を免れる金額)} / 12か月



任意収入補償保険

「働けないリスク」について、考えた事がありますか？

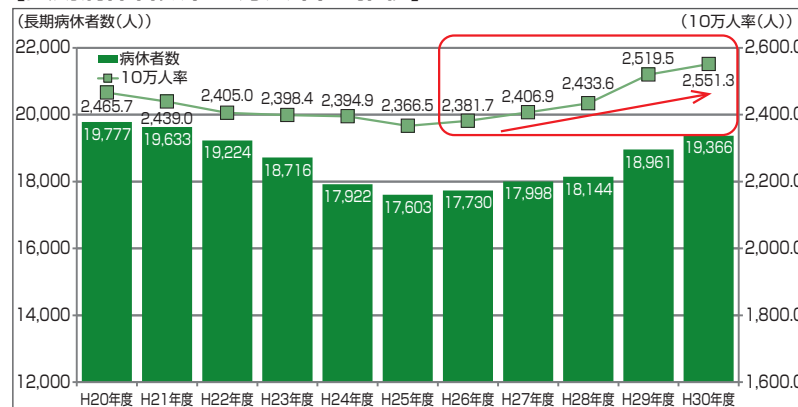
町村等職員の職場は多忙!長期病休者数は増加傾向!

【公務災害認定された精神疾患等の業務負荷の類型別割合】

業務負荷の類別		平成30年度
1.異常な出来事への遭遇		15.4%
2.仕事の量・質	仕 事 の 内 容	15.4%
	仕 事 の 量 (勤務時間の長さ)	30.7%
	勤 務 形 態	—
3.役割・地位の変化	異 動	—
	昇 任	—
4.業務の執行体制		—
5.仕事の失敗、 責任問題の発生・対処	仕 事 の 失 敗	—
	不祥事の発生と対処	—
6.対人関係等の職場環境		23.1%
7.住民等の公務上での関係		15.4%
合 計		100%

<出典:地方公務員災害補償基金 平成30年度過労死等の公務災害補償状況について>

【長期病休者数(10万人率)の推移】



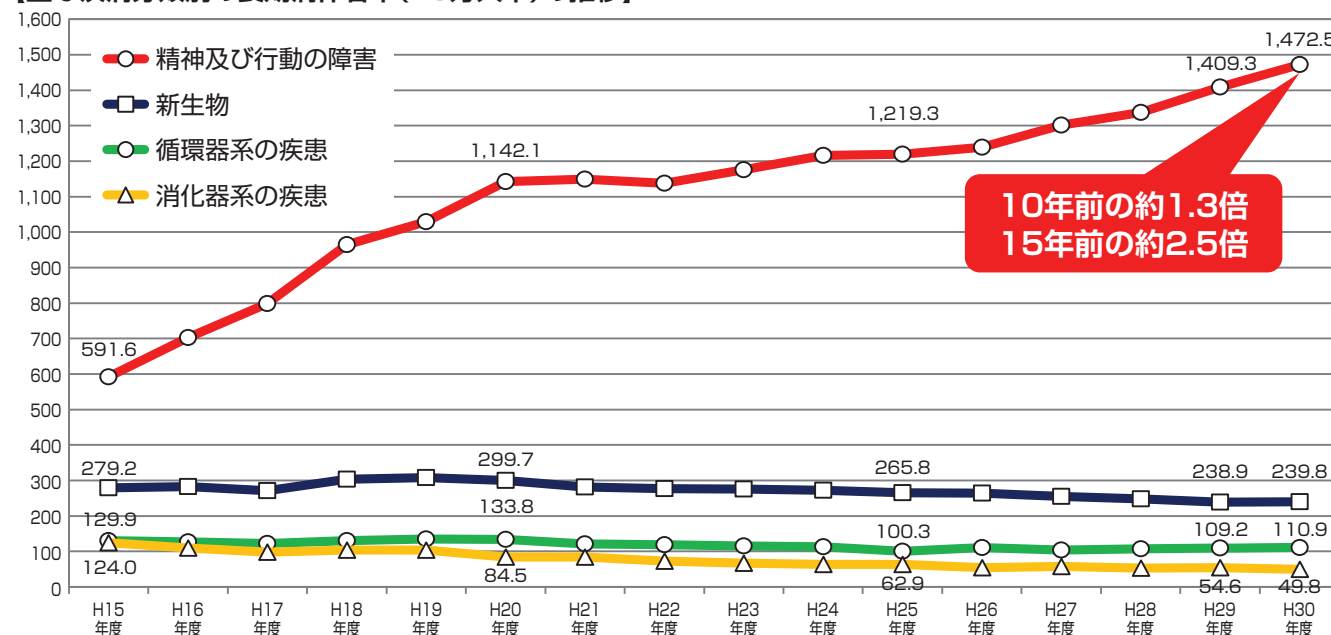
<出典:一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会 地方公務員健康状況等の現況(平成30年度)の概要>

地方公務員の
約**100**人に
2.5人が
長期病休中です!

※地方公務員の長期病休者数(平成30年度)は、
19,366人

精神及び行動の障害による長期病休者は、毎年、大幅に増加。

【主な疾病分類別の長期病休者率(10万人率)の推移】

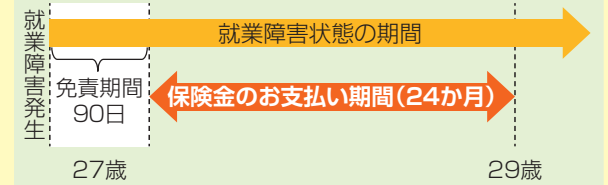


<出典:一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会 地方公務員健康状況等の現況(平成30年度)の概要>

保険金のお支払事例

Episode.1
自分自身が
精神疾患に
なるなんて...

咳が止まらなくなり、内科を受診すると気管支炎との診断。
薬を飲んでも症状が治らず、別の病院を受診。
心的ストレスが要因であることを指摘され、心療内科を受診。
⇒就業障害となってしまった...



任意収入補償保険に加入していると

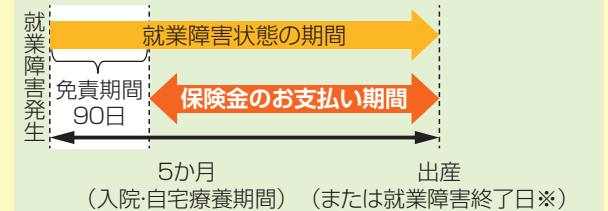
3口加入の場合 → 毎月15万円お受取り

任意収入補償保険に最大受取金額

15万円×24か月=
約**360万円**

Episode.2
妊娠高血圧
症候群の診断...

妊婦検診を受けた際(出産予定5か月前)、妊娠高血圧症候群の診断。とくに自覚症状はなかったが、要安静、要休業との指示がでた。
⇒出産まで
就業障害となってしまった...



任意収入補償保険に加入していると

2口加入の場合 → 毎月10万円お受取り

任意収入補償保険での総受取額

10万円×(5か月-免責90日)=
約**20万円**

※身体障害による就業障害にかぎりません。

任意収入補償保険のご加入にあたってのご注意

任意収入補償保険

- ご加入内容の変更・脱退のお申出がない限り、ご契約は自動的に継続されます。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の年齢および保険料率により変更となる場合がありますのでご注意ください。またご加入範囲の年齢を超えた場合にはご継続ができませんのでご了承ください。
- (ご注意) 保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。
- ご加入の際は、加入申込書の各項目(生年月日・性別・他の保険契約等の有無など)について正しく記入してください。
- 事故が発生した場合は、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込書に記入していただきます。正しく記入していただかなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込書記載事項(生年月日・他保険加入状況・保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

(引受幹事保険会社) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(分担割合76%) 公務部 営業第二課
〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19日本橋本社ビル9F
TEL:03-6734-9985(平日9:00~17:00)

(非幹事保険会社) 損害保険ジャパン株式会社(分担割合20%)
日本生命保険相互会社(分担割合4%)
※実際に引受けを行う保険会社およびその分担割合は変更になる可能性があります。これらに係る確定内容を知りたい場合には、取扱代理店または引受保険会社にお問合せください。

(取扱代理店) 株式会社千里
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32
TEL:0120-797-978

■このパンフレットは「団体長期障害所得補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合せください。

■この保険契約は3社による共同保険契約であり、各引受保険会社は分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務を行っております。

■この保険は全国町村会を保険契約者とし、全国の町村職員を加入者および被保険者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。

■団体長期障害所得補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(全国町村会)に交付されます。

- 加入ご希望の方は、必要事項をご記入のうえ、自署欄にフルネームで署名をいただき、ご提出ください。
- 黒いボールペンで強めにご記入ください。

任意収入補償保険(団体長期障害所得補償保険) 加入申込書

あいおいニッセイ同和損害

全国町村等職員 任意収入補償保険 加入申込書

【団体長期障害所得補償保険】

1 申込日 令和 2 年 10 月 26 日

2 電話番号(日中連絡先)

3 電話番号(勤務先)

4 加入団体名

5 申込人(被保険者)氏名 (カナ) ミホン イチロウ (漢字) 見本 一郎

6 支店 団体コード 枝番 被保険者番号 生年月日 昭和 S 51 年 9 月 1 日 平成 H 性別 男 1 女 2

7 契約内容 保険期間 : 令和3年1月1日より 1年間 契約内容 : てん補期間 : 65才に達した日まで 免責期間 : 90日

8 加入区分 新規加入

9 加入プラン M 男 F 女 加入口数 5 口

10 健康状態告知事項にご回答ください。裏面の「健康状態告知書質問事項および健康状態告知書質問事項回答欄記入要領」およびパンフレット内「健康状態告知書質問事項回答の解説」をお読みのうえ、下記に告知日と回答をご記入ください。

11 健康状態告知書質問事項回答欄

告知日 令和 年 月 日 質問1 はい 1 いいえ 2 質問2 はい 1 いいえ 2

★裏面の「病気・症状一覧表」から病気・症状が該当する病名コード(A1～YD)を選択いただき、疾病コード欄にご記入ください。「病気・症状一覧表」に該当する病名がない場合は、疾病コード欄に「RO」を記入し、疾病・症状名をカナでご記入ください。

疾病・症状記入欄 疾病コード 疾病・症状名

12 保険金請求履歴 (注)他の保険会社等への保険 (注)他の保険会社等への保険 請求を含みます。 過去3年以内に病気またはケガで保険金(5万円以上)を請求または受領したことがありますか。 あり

13 合計保険金額 保険会社 万円 回数 回 保険金額 円

14 ご注意 ※印の項目は、ご契約に際して引受保険会社がおたずねする特に重要な事項(告知事項)です。事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分に確認のうえご回答(記入)ください。

15 社内使用欄 団体コード 初年度加入日 192 H 告知社内処理日 192 H 旧加入番号 099 加入番号 099 備考コード

(2020年7月承認) A20-101375

◎加入をご希望の方は、加入団体の係の方に加入申込書をご請求ください。

提出先・申込締切日

提出先: 加入団体の係の方

申込締切日: 令和2年11月4日(水)必着

※加入申込書の控えが必要な場合は、お手数ですが各自コピーをお取りください。

加入する場合

- 1 申込日をご記入ください。
- 2 日中連絡のとれる電話番号と職場の連絡先をご記入ください。
- 3 加入団体名をご記入ください。
- 4 加入団体の係の方にご確認いただき、正確にご記入ください。
- 5 下段 9 の※健康状態告知書質問事項回答欄の内容をご確認のうえ、フルネームでご署名ください(印鑑不可)。
- 6 生年月日と性別をご記入ください。
- 7 該当の加入区分に○をしてください。
- 8 加入プラン欄に男性の方は「M」、女性の方は「F」に○をし、加入口数欄に希望される口数をご記入ください。
- 9 本パンフレット内「健康状態告知についてのご案内」と加入申込書裏面の記入要領をご覧いただき、質問事項にご回答ください。
- 10 他の保険契約等、ご加入がある場合は指定欄にご記入ください。同種の保険契約がない方はご記入不要です。
- 11 保険金請求歴がある方は、指定欄にご記入ください。保険金を受領していない方は記入不要です。

健康状態告知書質問事項回答欄の質問1～2の質問事項に該当しない場合、ご加入いただけます。ただし質問2に該当しても、特定疾病補償対象外にてご加入いただける場合もあります。

記入内容を訂正する場合

訂正箇所を二重線で抹消し、フルネームで署名(訂正署名)のうえ、正しい内容をご記入ください。

10 26 見本 一郎
例) 令和2年 11 月 26 日

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 ㊤ ㊶ ㊷ ダウンロード専用 TKD00123

(金融機関提出用) 年 月 日

取扱金融機関 御中

私が支払うべき料金を、次のとおり口座振替によって支払うことにしたいので、下記の事項確認のうえ依頼します。

依頼行会社 株式会社 日本共同システム (略称 NKS)

顧客番号

1 収納企業使用欄

フリガナ 契約者 ミホン イチロウ 見本 一郎

フリガナ トウキョウト シンヤク エビス

郵便番号 150-8488 東京都 渋谷区 恵比寿

連絡先住所 市区町村までご記入ください

1-28 丁目、番地、ビル名等をご記入ください

電話番号 *-*-*-*-*-*-*-*

1 一預金口座振替規定(ゆうちょ銀行からの自動払込を除く)

2 銀行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引当としてお支払いください。この場合、預金規定または当座約定規定にかかわらず、預金通帳、引当記録簿の提出または小切手の提出はしません。

3 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻することのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却していただきません。

4 この契約を締結するときは、私から銀行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま且期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申告をしない限り、銀行はこの契約を終了したものととして取換えて差しつかえありません。

5 この預金口座振替について事前に協議が生じても、銀行の責めによる場合を除き、銀行には連絡をできません。

6 (不慮返却事由) 1. 預金取引なし 2. 口座凍結 3. 口座番号不明 4. その他 (店名、預金種目、口座番号、口座名義) (備考)

7 銀行使用欄

8 検印

9 印鑑照合

10 受付印

11 この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、下記へ返送ください。 160-0023 東京都新宿区西新宿7-11-18 711ビル 株式会社 日本共同システム

振替日(払込日) 22日(金融機関休業日の場合翌営業日)

振替開始日(払込開始日) 請求書が初めて取扱店に到着した日以降の最初の振替日

2 フリガナ 預金者 ミホン イチロウ 見本 一郎

3 金融機関 お届け印

4 フリガナ 口座名義 エビス 恵比寿

5 銀行 信用金庫 農協

6 支店

7 口座番号 (右詰で記入) 0012345

8 記号 1 * * * 0

9 番号 (右詰で記入) 00123456

10 銀行 払込先口座番号 00130-8-90564 払込先加入者名 株式会社 日本共同システム

11 ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込規定が適用されます。 20,000 (18.02) T 振替コード F N 31

ゆうちょ銀行以外の金融機関指定の場合

支店コード: 通帳に記載の店番号[3桁]をご記入ください。
預金種目: 普通・当座以外はおご利用できません。
口座番号: 「右づめ」でご記入し、左部分は空欄になる場合、「0」…ゼロをご記入ください。
ハイフンは抜いてご記入ください。

依頼・利用する場合

- 1 加入者の氏名・連絡先 氏名・住所・電話番号をご記入ください。
 - 2 預金者口座名義 通帳に表示されているお名義すべてをご記入ください。
 - 3 印鑑 金融機関お届け印を鮮明に押印ください。
 - 4 金融機関 どちらかをご記入ください。
- (注)フリガナは
- 左詰めでご記入ください。
 - 姓と名の間を1字空けてください。
 - カタカナ、アルファベットにもフリガナをご記入ください。

ゆうちょ銀行指定の場合

通帳記号: 通帳記載のとおり「左づめ」でご記入ください。
通帳番号: 「右づめ」でご記入し、左部分は空欄になる場合、「0」…ゼロをご記入ください。

NSK口座振替 お取り扱い金融機関

都市銀行 全行 信託銀行 3行 三菱UFJ・みずほ・三井住友
地方銀行 全行 外国銀行 1行 シティバンク
第二地方銀行 全行 信用金庫 全金庫

労働金庫 全金庫 農協 全農協
商工中金 全支店 ゆうちょ銀行 全店
信用組合 一部取扱不可・お申込み先へお問合わせください。

(注)お取扱していない主な金融機関

農林中央金庫 漁業協同組合 ジャパンネット銀行 セブン銀行 ソニー銀行 楽天銀行 住信SBIネット銀行 じぶん銀行 イオン銀行
大和ネクスト銀行 新銀行東京 新生銀行 あおぞら銀行 SBJ銀行 シティバンクを含む外国銀行

ご相談窓口等

任意医療保険 任意生命保険 のお問合せ

- お手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、係の方までお問合せください。
- 保険金・給付金請求方法に関しては、係の方へご確認ください。
- また、募集期間中のお申込み手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、以下「制度内容・お申込み手続きに関するお問合せ先」に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでご連絡ください。
- なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、下記の日本生命窓口までご連絡ください。
<東京都・千葉県・神奈川県・埼玉県・栃木県・群馬県・茨城県・山梨県>
日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL：0120-563-925
【受付時間 月曜日～金曜日 9：00～17：00（祝日・12/31～1/3はお取り扱いしておりません。）】
<上記以外の道府県>
日本生命保険相互会社 企業保険サービス課 TEL：0120-123-840
【受付時間 月曜日～金曜日 9：00～17：00（祝日・12/31～1/3はお取り扱いしておりません。）】
※お問合せの際には、記号証券番号（任意医療保険は 900- 95060、任意生命保険は 931-1988）をお申し出ください。
***支払業務全般のお問合せ先 日本生命保険相互会社 団体保険支払サービス課 TEL：0120-302-438**
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。）
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

任意収入補償保険 のお問合せ

- お手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、係の方までお問合せください。
- また、募集期間中の申込手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、表紙に記載のあいおいニッセイ同和損保 専用コールセンターまでご連絡ください。
- <保険金の請求に関する連絡先>**
事故が起こった場合は、ただちにあんしんサポートセンターまでご連絡ください。
あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター TEL：0120-985-024（無料）
【24 時間・365 日受付】
※おかけ間違いにご注意ください。
※IP 電話からは 0276-90-8852（有料）におかけください。

制度内容・お申込み手続きに関するお問合せ先

任意医療保険・
任意生命保険

ニッセイ団体保険コールセンター
通話料無料 0120-375-696
※保険金・給付金請求方法に関しては、係の方へご確認ください。

<受付期間>
令和2年10月1日(木)～
令和2年11月4日(水)

<受付時間>
月曜日～金曜日 9:00～17:00
（祝日はお取り扱いしておりません。）

任意
収入補償保険

あいおいニッセイ同和損保 専用コールセンター
通話料無料 0120-500-826
※お問合せの際には団体名「**全国町村会**」をお申し出ください。受付期間外の照会については係の方へお問合せください。
※ご家族からいただくご照会内容によっては、個人情報保護の観点からご回答を制限させていただく場合がございます。

日本一医-2020-707-10809-T(R2.7.7)
日本一団-2020-707-10808-T(R2.7.7)
(2020 年 7 月承認)A20-101375

<お申込欄>

ご希望の賞品 (ご希望順に番号を記載ください)		()A賞	()B賞	()C賞
----------------------------	--	-------	-------	-------

お名前	フリガナ		性別	生年月日
			男性・女性	西暦・S・H 年 月 日
団体名			所属名	
日中のご連絡先	携帯 勤務先	- -	メール アドレス	@
お届け先 ご住所	勤務先 自宅	〒 - (TEL: - -)		
当キャンペーンがきっかけで 団体定期保険にご加入されましたか。 (該当する場合は○を付けてください)			☐ はい	

ご記入いただきました内容は、(1)各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、(2)当社からの関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、(3)ニッセイの業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、(4)その他保険に関連・付随する業務、に活用させていただきます。これらの利用目的および当社業務に関する情報については、当社ホームページ(<https://www.nissay.co.jp>)をご覧ください。

<応募用紙提出先>

日本生命担当者(町村会 任意共済 普及推進員)

ご留意点

- ・賞品の色はお選びいただけません。また、賞品が品切れの場合、他の商品で代用させていただくこともあります。ご了承ください。
- ・任意生命保険(団体定期保険)に継続してご加入の方、もしくは今回からご加入される方のみのキャンペーンです。
- ・ご応募は、ご加入者ご本人様1回限りとさせていただきます。(配偶者様やお子さまのご応募はできません。)
- ・賞品のお届け先は日本国内に限ります。海外勤務の方は、国内の住所をご指定ください。
- ・厳正なる抽選を行い、当選された方には効力発生日から約1カ月後に、郵送にて賞品をお渡しします。
- ・当選者の発表は賞品の発送をもってかえさせていただきます。
- ・当選された方のお名前は、全国町村会様にお知らせします。
- ・当キャンペーンに関するお問合せは日本生命担当者までご連絡ください。


日本生命保険相互会社
公務第二部 力石(ちからいし)
TEL: 03-5533-5676

WS2020-159(2020. 6. 11)

全国の町村等職員のみなさまへ

<応募締切>

令和2年11月4日(水)

**任意生命保険
(団体定期保険)
ご加入
キャンペーン**



任意生命保険(団体定期保険)に

ご加入の方から(*)

抽選で17名様に

**素敵な賞品を
プレゼントします!**

(*)ご本人に限ります

**A
賞**



抽選で2名様に **シナジートレーディング
「SODA MINI II」** プレゼント!

お好みの強さの炭酸水が簡単に作れます。
コンパクトで電源不要なので屋内外で大活躍。
ジュースやお酒と割ってオリジナル炭酸飲料が楽しめます。

**B
賞**



抽選で5名様に **ブルーノ
「マルチスティックブレンダー」** プレゼント!

つぶす・混ぜる・刻む・砕く・泡立てる。
アタッチメントを付け替えて、片手で簡単調理。
6つのレシピが掲載された専用レシピリーフ付き。

**C
賞**



抽選で10名様に **今治タオル
「ぼかし織り タオルセット」** プレゼント!

繊細な極細の四十番単糸をパイルに使用し、経糸に
色糸を使うことでやわらかな肌触りとやさしい彩りが
特徴の美しい仕上がりになっています。

キャンペーン参加には応募が必要となります。
応募の際は、キリトリ線に沿って当用紙を切り離し
裏面のお申込み欄をご記入のうえ、
日本生命の担当者宛にご提出ください。

キリトリ線

